

保護者各位

令和3年度多摩市学校給食実施計画等のお知らせ

多摩市では、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるために、成長過程に必要な栄養バランスに優れた完全給食を学校給食センター（共同調理場）方式により実施しています。

1. 学校給食費について

(1) 学校給食費と年間給食実施日数について

学校給食費は、給食で使用する食材料等の購入費にのみ充てられます。
各学年の給食費は下表のとおりです。

		学校給食費							年間給食実施日数	年間月数
		牛乳あり			牛乳なし		牛乳のみ			
		1食単価	月額	年額	月額	年額	月額	年額		
小学校	1年生	241円	4,050円	44,550円	3,040円	33,440円	1,040円	11,440円	185日	11ヶ月
	2年生	241円	4,140円	45,540円	3,090円	33,990円	1,060円	11,660円	189日	11ヶ月
	3・4年生	254円	4,360円	47,960円	3,330円	36,630円	1,060円	11,660円	189日	11ヶ月
	5・6年生	270円	4,630円	50,930円	3,590円	39,490円	1,060円	11,660円	189日	11ヶ月
中学校	1・2年生	301円	4,760円	52,360円	3,810円	41,910円	980円	10,780円	174日	11ヶ月
	3年生	301円	5,110円	51,100円	4,100円	41,000円	1,050円	10,500円	170日	10ヶ月

※月の途中から転出入した場合、転出入月の給食費は、日割り算定した額となります。

(2) 学校給食費の追納について

上記の年間給食実施日数を超えた場合は、超えた日数分を日割り計算した金額を追加納付していただきます。

(3) 学校給食費の返戻について

病気や怪我、食物アレルギーなど、児童生徒の身体的理由等により学校に給食停止の申出をして、給食を食べない日が引き続き5日を越えた場合は、原則として6日目から日割り算定して給食費を口座振込でお返しします。（納付書利用の方は振込手続きに時間がかかります。）

また、給食実施日数が年間給食実施日数に満たない場合、学級閉鎖等があった場合は、年度末の給食費を減額して請求します。

(4) その他

登録された口座は、多摩市立小中学校を転校、多摩市立中学卒業まで継続します。

2. 学校給食費の納入方法及び納入期限について

学校給食費の納入方法については、口座による自動振替（口座振替）となります。（預金通帳への記載をもって領収書とさせていただきます。）

口座振替日（納入期限）は、**毎月末日**（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。

※例外として、令和3年度12月は同月27日、3月は同月29日（8月は夏休み期間につき給食費を設定していません。）に自動的に切り替えられます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
振替日 (予定)		5/31	6/30	8/2		9/30	11/1	11/30	12/27	1/31	2/28	3/29

※令和3年度第1回目の口座振替日（5月31日）には、2ヶ月分（4・5月）をまとめた振替となります。

※中学校3年生の学校給食費の徴収月は2月までの年間170日分です。（3月の徴収はありません。）

※口座振替日までに、給食費のご入金をお願いします。預金不足による振替不能にならないようご注意ください。

